

平成28年度

認定ファシリティマネジャー

CFMJ資格 新規登録・更新登録をしましょう

- CFMJ資格新規登録は合格後5年間は随時受付けます。
- CFMJ資格更新登録は5年ごとに必要になります。



更新登録申込受付期間〈更新講習4方式共通〉

2016年8月1日～9月20日(受付期間厳守)
※更新講習4方式の詳細は裏面参照

お申し込みはJFMAホームページから

<http://www.jfma.or.jp/>

CFMJ(Certified Facility Manager of Japan)は日本における「認定ファシリティマネジャー」資格の称号です。

JFMA

主催：FM資格制度協議会

事務局：公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会
〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-13-6 浜町ビル6F
TEL.03-6912-1177 FAX.03-6912-1178 E-MAIL koushin@jfma.or.jp

認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格更新講習4方式のご案内

CFMJ 資格更新登録希望者は、A～D の 4 つの更新講習のうち1つを選んで受講することができます。

<認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格 更新手続きについて> ※ 下記の更新料はすべて消費税 8%込みです。

◆A 方式 (JFMA 個人会員方式) : 9,570 円 ☆ 最も費用負担の軽い方式です。

- <利用制限> CFMJ 資格の有効期限内の方で、更新登録申込年度を含めて、直近 2 年以上継続して JFMA の個人会員であり、会費 (年会費 12,000 円×2 年度分) を納入し、機関誌等 (JFMA ジャーナル) で FM の最新情報を修得している方。
- <手続内容> JFMA の HP 「メニューバー」 / 「認定ファシリティマネジャー資格」 ⇒ 「更新登録申請」より申込 / 更新料の振込み / 『顔写真』の提出 / 更新用テキストの自習 (試験はありません)

◆B 方式 (FM 活動ポイント方式) : 11,630 円 ☆ セミナー受講資料等の提出が必要です。

- <利用制限> CFMJ 資格の有効期限内の方で、原則として直近の 5 年以内に 4 分野「①実務経験 ②継続教育 ③FM 団体活動 ④FM 普及啓発への貢献」のうち 2 つ以上の分野において FM 活動を行い、活動に応じたポイント基準に従って合計 20 ポイント以上を取得している方。【4 分野とも、最大 10 ポイントまでが認められます。】
- <手続内容> JFMA の HP 「メニューバー」 / 「認定ファシリティマネジャー資格」 ⇒ 「更新登録申請」より申込 / 更新料の振込み / 『ポイント申告表』、『実務経験証明書』、『証明書類 (B 方式ポイントカード等)』、『顔写真』の提出 / 更新用テキストの自習 (試験はありません) ※ 証明できる資料が無い場合は、ポイントは認定できません。

B 方式 更新ポイントとなる JFMA のセミナーや【自習型】指定図書による CPD 研修のご紹介

(JFMA で開催しているすべての FM セミナーや指定図書を対象にしています。資格のスキルアップを通して資格更新が可能です。)

(共通手続き ①ポイントカードにポイント判が押印されたもの(1 個につき 1 点)、または②受講票、参加証、領収書等の提出が必要です)

セミナー名	ポイント基準	研修内容・開催時期
FM 上級セミナー(FM 管理者・経営者向け)	最大 10 点 / 全 4 日間	経営的視点に立っての FM 最新情報 毎年 10 月～11 月頃 4 日間集中講義
FM サマースクール(FM 中堅実務者向け)	最大 18 点 / 全 6 日間	FM の基礎から事例を交えた最新情報 毎年 8 月～9 月頃集中セミナー
FM 財務評価セミナー(FM 財務実務解説)	最大 5 点 / 4 日間(夜)	FM 財務評価ハンドブックに基づき実務解説 毎年 3 月～4 月頃 全 4 日間
JFMA フォーラムセミナー	3 点 / 1 大会	アジア最新・最大の「FM の祭典」セミナー・展示 毎年 2 月に 3 日間開催
初級 FM スクール(FM 初級者向け)	3 点 / 1 日	FM 全体像を初歩から学びたい方 毎年 8・10・12 月に同内容の 1 日講義
ウィークリーセミナー・FM 秋の夜学校	1 点 / 1 回(夜)	16 の調査研究部会の幅広い取組等を紹介 基本毎月 2 回、水曜夜開催
各種企画セミナー(専門分野別セミナー)	1 点 / 1 回	その時々々の旬なテーマを基に様々な視点から開催 不定期開催
新【自習型】指定図書による CPD 研修シリーズ①	3 点 / 年 4 冊	機関誌「JFMA ジャーナル」を年間購読し設定教材の設問に解答する形式

※ 各セミナーや自習型 CPD 研修の詳細内容、開催日、費用等は、JFMA ホームページ <http://www.jfma.or.jp/> をご覧ください。

◆C 方式 (在宅講座方式) 【継続の方 : 34,260 円】 【再登録 / 新規登録の方 : 38,580 円】

- <利用制限> ありません ☆ 修了考査問題 (20 問) を解答します。
- <手続内容> JFMA の HP 「メニューバー」 / 「認定ファシリティマネジャー資格」 ⇒ 「更新登録申請」より申込 / 更新料の振込 / 更新講習テキストを自習の上、修了考査問題 (20 問) を解答 / 『解答用紙』と『顔写真』を提出。
- ※ 万一、合格点に満たない場合は、再度解き直しをお願いしております。

◆D 方式 (集合講座方式) 【継続の方 : 34,260 円】 【再登録 / 新規登録の方 : 38,580 円】

- <利用制限> ありません ☆ 集合講座を受講します。(試験はありません)
- <手続内容> JFMA の HP 「メニューバー」 / 「認定ファシリティマネジャー資格」 ⇒ 「更新登録申請」より申込 / 更新料の振込 / 更新講習テキスト (当日配布) に基づく集合講座を受講 (試験はありません) / 講座当日に『顔写真』提出 集合講座は東京 (10/6・7)、大阪 (10/21) で実施しています。

平成 28 (2016) 年度
認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格

更新講習・更新登録案内書

1. 認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格制度に基づく更新講習・更新登録	1
2. 資格更新登録のための更新講習	1
2-1. 目的	1
2-2. 受講方法	1
2-3. 受講資格	5
2-4. 受講申込み	5
2-5. 新資格登録証用写真の提出	6
2-6. 新資格登録証の交付	6
2-7. 資格登録の抹消	7

主催 FM資格制度協議会

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）
一般社団法人 ニューオフィス推進協会（NOPA）
公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA）

1. 認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格制度に基づく更新講習・更新登録

認定ファシリティマネジャー資格制度では、認定ファシリティマネジャー（CFMJ）の資格登録有効期間を5年と定めています。

平成28（2016）年度末（平成29（2017）年3月31日）をもって資格登録の有効期間満了を迎える方は、資格の更新登録が必要になります。資格の更新登録は、更新講習の課程を修了し、登録を行うことによって完了します。

なお、平成28（2016）年度末（平成29（2017）年3月31日）をもって資格登録の有効期間満了を迎える方以外に、事情により認定ファシリティマネジャー試験合格後5年以内に初回登録されなかった未登録者、ならびに登録された方ですでに有効期限が失効している方もこの更新講習（ただし、CまたはD方式のみ）の課程を修了すれば、登録（失効者は再登録）が可能です。

2. 資格更新登録のための更新講習

■2-1. 目的

更新講習は、資格登録を更新しようとする方に、直近5年間をベースに「ファシリティマネジメント（以下「FM」という）を取り巻く環境の変化、法令等の改正、技術進展等に伴う新しい知識・情報」を提供し、認定ファシリティマネジャー（CFMJ）としての技能の向上を図ることを目的としています。

■2-2. 受講方法

更新登録希望者は4つの更新講習の方式のうち1つを選択して、受講することができます。更新講習は、距離や時間等に制約を受ける方でも受講できるよう、次のA～Dの4つの方式により行われます。A、BおよびC方式は、講習の形態をとってはいませんが、上記の趣旨から講習と見なしています。

◆A方式（JFMA 個人会員方式）

受講者が更新登録を継続中で更新登録申込み年度を含めて直近の2年以上継続して公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会（以下、JFMAという。）の個人会員であり、かつ直近2年間の会費を納入しており、機関誌等によってFMの最新情報を修得していること、更新講習テキストにより自己学習していることが条件となります。（更新講習テキストの発送は2-4(3)の更新料をお振込み確認後10日前後となります。）

※「直近の2年以上継続して会員である」とは、次の場合をいいます。

◎ 受講申込み年度末をもって、会員継続24ヶ月となることが確実であり、同24ヶ月分の会費を納入している場合

◆B方式（FM活動ポイント方式）

受講者が更新登録を継続中で前回の登録交付日以降、原則として直近の5年以内に、次の4分野のうち2つ以上の分野においてFM活動を行い、活動に応じたポイント基準に従って合計20ポイント以上を取得していること、更新講習テキストにより自己学習していることが条件となります。（更新講習テキストの発送は同上お振込み確認後10日前後となります。）

① 実務経験

FMの業務を経験している。

- ② 継続教育
FMに関する講習会・セミナー・大会等に参加・受講している。
- ③ FM団体活動
FM団体の会員になっている、またはFM三団体の委員会の委員長の経験がある。
- ④ FM普及啓発への貢献
FM関係の講演会・講習会等の講師を務めたことがある、FM関連の書籍・雑誌等の執筆を行ったことがある、またはその他FMの普及啓発に貢献したことがある。

※上記の分野別の対象項目・期間、ポイント基準および証明方法については、P.3「表 1. 更新講習B方式のポイント基準と証明方法」をご参照ください。

※「②継続教育」の一部では、ポイントカードが必要になります。

◆C方式（在宅講座方式）

受講者が更新講習テキストにより、自習の上、修了考查問題の解答をJFMAに提出し、修了考查に合格することが条件となります。

※修了考查は更新講習テキストの内容を把握しているかどうかを確認するものです。

※修了考查問題の配布時期、解答提出締切日等は次のとおりです。

- ・ 更新講習テキストの配布時期：更新料をお振込み確認後発送（10日前後）
- ・ 修了考查問題の配布時期：平成28（2016）年お申込みより1週間前後順次発送
- ・ 解答提出締切日：平成28（2016）年10月31日（月）消印まで有効
- ・ 修了考查結果通知時期：平成29（2017）年1月末日 新資格登録証の発送にかえる

◆D方式（集合講座方式）

受講者が更新講習テキスト（当日配布）に基づく集合講座を受講し修了すること。

※集合講座は、次のとおり開催される予定です。但し、会場は変更される場合があります。

- ・ 東京会場 日時：平成28（2016）年10月6日（木）午後1時00分～午後5時00分
（第1回）場所：日本教育会館 8階 第一会議室
東京都千代田区一ツ橋2-6-2
- ・ 東京会場 日時：平成28（2016）年10月7日（金）午後1時00分～午後5時00分
（第2回）場所：日本教育会館 8階 第一会議室
東京都千代田区一ツ橋2-6-2
- ・ 大阪会場 日時：平成28（2016）年10月21日（金）午後1時00分～午後5時00分
場所：大阪商工会議所 B1階 1号会議室
大阪府大阪市中央区本町橋2番8号

※ 講習会当日は、「更新票(1)（顔写真を貼付してください）／更新票(2)」および「資格登録証」をご持参ください。

表1 更新講習B方式のポイント基準と証明方法

※4つの分野(①~④)のうち、2つ以上の分野において、合計20ポイント以上の取得が必要です。ただし、1つの分野で取得できるポイント数は、最高10ポイントまでです。

※対象期間は、更新登録を継続中で、原則として直近の5年以内です。

※証明できる資料がない場合は、ポイントは認定できません。

FM活動分野/ポイント対象項目	ポイント		備考	証明方法
	点数	最高		
① 実務経験		10		
FMの業務に従事	2/年		資格登録に必要な「表2 ファシリティマネジメントの11の業務(参照)の全部または一部	組織の上司(または第三者)の証明を受けた「実務経験証明書(用紙はJFMAホームページよりダウンロード可)」を提出する
② 継続教育<セミナー参加等>		10		
イ 【自習型】指定図書によるCPD研修シリーズ①『JFMAジャーナルコース』を受講	3/年4冊		自主型CPD研修の年間契約を申込みをし、毎号問題に解答し、合格点に達した方のみ有効	JFMAが発行した「ポイント認定証」を提出する
ロ FM三団体の主催または指定するセミナーに参加 【JFMA主催セミナー<CPD研修対象>】 ■FM上級セミナー 最大10点/4日間 ■FMサマースクール 最大18点/6日間 ■FM財務評価セミナー 最大5点/4日間 ■初級FMスクール 3点/1日 ■ウィークリーセミナー・FM秋の夜学校 1点/1回 ■各種企画セミナー(専門分野別セミナー)1点/1回	1/2時間(原則)		指定セミナー(「表3 FM三団体の主催または指定セミナー」参照、同一内容を複数会場で開催した場合は、いずれか1回分のみ有効)	「ポイントカード」にポイント判が押印されたもの、または受講票・領収書等の証明となる書類を提出する
ハ JFMA FORUM・FM国際大会に参加	3/大会		JFMAのFM国際大会(JFMA FORUM)、IFMAのWWPならびにKFMA、BIFM、FMNおよびCoreNet Globalの大会	「ポイントカード」にポイント判が押印されたもの、押印が実施されていない大会の場合は受講票・領収書等の証明となる書類を提出する
ニ 教育機関等のFM講座・講義を受講	1/回		大学、専門学校、建築関係機関、情報関係機関および行政機関におけるFM講座 ※ 社内で実施された研修は含まれません。	参加証・領収書等の証明となる書類を提出する
ホ FM三団体の機関誌の個人定期購読	1/年		12ヶ月連続で購読した場合につき1点	領収書等の証明となる書類を提出する
③ FM団体活動		10		
イ FM三団体委員会の委員長(ただし、「③-ロ」を除く)	5/年			「ポイント申告表」に委員会名と任期を記入する
ロ JFMAの資格制度委員会、試験委員会および更新講習委員会の委員	10/年		資格制度委員会、試験委員会、更新講習委員会の委員長・副委員長を含む	「ポイント申告表」に委員会名と任期を記入する
ハ FM団体の個人会員	2/年		12ヶ月以上継続に限る FM三団体の他、IFMA、KFMA、BIFM、FMN、CoreNet Global	領収書等の証明となる書類を提出する
④ FM普及啓発への貢献<講師・執筆等>		10		
a 講演会、講習会の講師				
イ FM遂行能力を高める教育講座の講師	5/回		NOPABELCA主催「FM実力養成講座」 大学等教育機関のFM関連常設講座	「ポイント申告表」に開催年月日および講座名を記入し、案内書・履修要領・テキスト・レジュメ等の証明となる書類を提出する
ロ FM三団体が主催または指定するセミナーの講師	2/回		指定セミナー(「表3 FM三団体の主催または指定セミナー」参照)	「ポイント申告表」に開催年月日およびセミナー名を記入し、案内書・履修要領・テキスト・レジュメ等の証明となる書類を提出する
ハ FM国際大会等における研究発表	2/回		JFMAのFM国際大会(JFMA FORUM)、IFMAのWWPならびにKFMA、BIFM、FMNおよびCoreNet Globalの大会	「ポイント申告表」に開催年月日、大会名および発表テーマを記入し、JFMA以外の主催では案内書・テキスト・レジュメ等の証明となる書類を提出する
ニ その他のFM講座の講師	2/回		建築関係機関、情報関係機関および行政機関等におけるFM講座 ※ 社内で実施された研修は含まれません。	「ポイント申告表」に開催年月日および講座名を記入し、案内書・履修要領・テキスト・レジュメ等の証明となる書類を提出する
b 書籍、雑誌等の執筆				
イ FM関連図書の執筆・出版	5/回		共著の場合でもポイントは按分しない ガイドブック等の執筆担当も含む	該当の執筆書籍を提出(寄贈)する。共著の場合は「ポイント申告表」に担当箇所(章・節等)を記入する
ロ FM関連研究論文・報告の執筆	3/回		建築学会およびオフィス学会のFM関係研究論文・報告 書籍執筆に相当する研究論文	該当の執筆論文(予稿集・梗概集等)を提出(寄贈)する
ハ FM関連記事の寄稿・執筆	2/回		FM三団体の機関誌、その他新聞・雑誌へのFM関連記事	該当の書籍・新聞・雑誌等を提出(寄贈)する
c その他				
イ JFMAの事務局に勤務	5/年			「ポイント申告表」に任期を記入する

「FM三団体」: 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会(JFMA)、一般社団法人ニューオフィス推進協会(NOPA)および公益社団法人ロングライフビル推進協会(BELCA)

「IFMA」: International Facility Management Association

「BIFM」: British Institute of Facilities Management

「WWP」: World Workplace

「KFMA」: Korean Facility Management Association

「FMN」: Facility Management Netherlands

表2 ファシリティマネジメントの11の業務

<p>1 統括マネジメント FMの業務を効果的に実施する組織・体制づくり、標準・規程などの設定、情報の収集・管理体制づくり、FM財務の管理体制づくりを行う。</p>
<p>2 FM戦略 経営戦略、各事業分野と機能分野の戦略と整合し、FMの戦略を策定し、FMの目標を設定するとともに、組織全体の ファシリティについて財務・品質・供給のFM課題を明確化して、目標達成・課題解決のための施策を立案する。</p>
<p>3 中長期実行計画 FM戦略で策定した定量的な目標とこれを達成するための施策を実現するために、中長期および単年度での実行計画を作成し、その実施管理を行う。</p>
<p>4 ワークプレイスづくり 人が創造力を発揮して働ける室内環境(執務環境や居住環境)と機能の整備および情報化対応の装備を計画し、実施する。</p>
<p>5 施設賃貸借 施設(土地・建物等)の賃貸借(返却を含む)を計画・実施し、適切なスペースの供給を行う。</p>
<p>6 不動産取得 土地・建物の取得、権利保全、売(廃)却および資産流動化への対応等を適切に計画し、実施する。</p>
<p>7 建物建設 新築、増築など建物の建設を計画し、実施する。また、建物の解体・処分も含む。</p>
<p>8 大規模改修 建物の性能向上や長寿命化を図るため、建物、設備、内装などの大規模な修繕、改修、模様替えなどを計画し、実施する。</p>
<p>9 維持保全 施設の維持や性能を初期の目的のとおり維持し、施設の中長期保全を図るために、施設の点検、保守、整備、清掃、建物診断、修繕などを計画し、実施する。</p>
<p>10 運用管理 利用者に安全性・快適性・利便性を提供するために、設備の運転・監視、ワークプレイス管理、保安・防災管理など、施設の運用と管理を計画し、実施する。</p>
<p>11 サービス ファシリティの効果的な活用の一環として、利用者の業務を支援するサービスや生活を支援するサービスの提供を計画し、実施する。</p>

表3 FM三団体の主催または指定するセミナー

(更新講習B方式 FM活動分野「(2)-ロ」および「(4)-a-ロ」)

FM三団体の主催または指定するセミナーは、下表に記載のものとします。

指定するセミナーの詳細は、各団体のホームページ[下記]または機関誌に掲載する予定です。

主催団体	<p>公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会(JFMA) 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-13-6 浜町ビル6F TEL 03-6912-1177</p> <p>JFMA [B方式ポイント対象セミナー・研修一覧]</p>	<p>一般社団法人 ニューオフィス推進協会(NOPA) 〒104-0043 東京都中央区湊2-4-1 TOMACビル3F TEL 03-3553-3471</p> <p>NOPA [B方式ポイント対象セミナーの一覧]</p>	<p>公益社団法人 ロングライフビル推進協会(BELCA) 〒105-0013 東京都港区浜松町2-1-13 芝エクセレントビル4階 TEL 03-5408-9830</p> <p>BELCA [B方式ポイント対象セミナー・講習一覧]</p>		
名称	FM初級者・実務者・上級者向けスキルアップセミナー、ウィークリーセミナー ほか	日本ファシリティマネジメント大会(セミナー・シンポジウム・国際サミット・FM関連展示 等)	クリエイティブ・オフィスセミナー	各種セミナー・講習会	BELCA資格 [※] 取得講習 BELCA資格 [※] 更新講習
目的・対象者	会員・非会員を対象に、FMを究めるため、戦略総務から、PM、財務、CREまで様々なテーマを取り上げて開催	会員・非会員を対象に、FMに関連した諸課題のテーマを取り上げて開催	今後のオフィスづくりの参考となるような事例を紹介して、「クリエイティブ・オフィス」の推進を促進するために実施	会員・非会員の建物のロングライフ化にかかる知識および技術の向上のために開催	建物のロングライフ化に関する諸問題、建物の維持管理や診断等について、建物オーナー等の方々をサポートする会員・非会員の資格者の育成
開催時期	毎年定期開催	年1回(2月開催)	年1回(10月頃開催)	不定期	取得講習:各資格年1回 更新講習:各資格年1回 5年更新

※BELCA資格: 建築・設備総合管理士/建築・設備総合管理技術者/建築仕上診断技術者/建築設備診断技術者

■2-3. 受講資格

更新講習は、以下の方々が受講することができます。

- ① 資格登録有効期間満了年度を迎えた資格登録者
- ② 資格登録有効期間満了年度より前に更新を希望する資格登録者
- ③ 試験合格者で未登録者(④を除く)
- ④ 試験合格後、資格登録の権利を有する期間を過ぎた未登録者
- ⑤ 有効期限が切れている資格登録失効者

※資格登録有効期間は5年間です。(認定ファシリティマネジャー試験に合格した年に資格登録を行ったあとの資格登録証の登録交付日にはじまり、その翌年度の4月1日から5年後の年度末まで、ならびに更新講習修了日の翌年度の4月1日から5年後の年度末まで)

※有効期限切れ後の再登録の場合、登録手数料は新規の資格登録料と同額になります(継続更新の特典は受けられません)。

■2-4. 受講申込み

(1) 申込み方法

公式ホームページからお申込みください。お申込み入力は8月1日(月)から利用可能です。受講対象の方へは申込み開始直前にご案内(ダイレクトメール(DM)または電子メール)を差し上げます。(ご住所、メールアドレス等の変更があり、ご連絡がとれない方がいます。変更があった場合は、JFMAホームページより『認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格登録者登録情報変更届』をダウンロードの上、FAXかeメールで必ずご連絡ください。)

(2) 申込み受付期間

平成28(2016)年度の更新講習受講申込の受付期間は次のとおりです。

A方式(JFMA個人会員方式)	} 平成28(2016)年8月1日(月)~9月20日(火)
B方式(FM活動ポイント方式)	
C方式(在宅講座方式)	
D方式(集合講座方式)	

(3) 更新料（受講手数料・更新登録手数料）

方式ごとに次のとおりになります（更新講習テキスト代、消費税を含む）。

申込み受付後、郵便振込み用紙を郵送いたしますので期日までにお振込み下さい。

方 式		受講 手数料(¥)	更新登録 手数料(¥)	計(¥)	支払 期日
A方式（JFMA個人会員方式）	継続更新登録に限る	3,090	6,480	9,570	9/30 (金)
B方式（FM活動ポイント方式）	継続更新登録に限る	5,150	6,480	11,630	9/30 (金)
C方式（在宅講座方式）	継続更新登録の場合	27,780	6,480	34,260	9/30 (金)
C方式（在宅講座方式）	失効していて再登録の場合	27,780	10,800	38,580	9/30 (金)
C方式（在宅講座方式）	試験合格年度の翌年度から 5年を超えて未登録の場合	27,780	10,800 (新規登録料)	38,580	9/30 (金)
D方式（集合講座方式）	継続更新登録の場合	27,780	6,480	34,260	9/30 (金)
D方式（集合講座方式）	失効していて再登録の場合	27,780	10,800	38,580	9/30 (金)
D方式（集合講座方式）	試験合格年度の翌年度から 5年を超えて未登録の場合	27,780	10,800 (新規登録料)	38,580	9/30 (金)

※一旦収納した更新料は、当協会の責に帰すべき事由により、更新講習を受けることができなかった場合を除き返還いたしません。

■2-5. 新資格登録証用写真の提出

新資格登録証を作成するための顔写真が必要です。更新申込み受付後に『更新票(1)(2)および振込み用紙』を郵送いたしますので、更新票(1)に下記の写真を貼付の上、返信用封筒にてご返送下さい。（※ D方式（集合講座方式）を受講される方は、講習会当日にご提出ください。）

- ・写真(1枚) 縦4.0cm×横3.0cm 《※裏面に氏名を記入してください。最近6ヶ月以内に無帽・無背景で正面からの顔を写したもの。カラー・白黒は問いません。》

■2-6. 新資格登録証の交付

更新講習の受講による更新登録の手続きが完了すると、新しい認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格登録証が交付されます。郵送は平成29（2017）年1月末日になります。新資格登録証の有効期間は平成29（2017）年4月1日から平成34（2022）年3月31日までの5年間となります。

■2-7. 資格登録の抹消

次のいずれかに該当する方は、登録申請をされても欠格となり、J F M A の判断で抹消されます。

- ① 未成年者、成年被後見人または被保佐人
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 認定ファシリティマネジャー（C F M J）資格登録の業務に関し、不誠実な行為をしたことにより、登録を抹消され、その抹消日から2年を経過していない者
- ⑤ 虚偽または不正の事実に基づいて登録申請し、登録を受けたことが判明した者

<お問い合わせ先>

FM 資格制度協議会 事務局：

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（J F M A）

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-13-6 浜町ビル 6F

TEL：03-6912-1177 FAX：03-6912-1178

ホームページ：<http://www.jfma.or.jp/>

E-mail：koushin@jfma.or.jp

【業務時間】 月曜日～金曜日 9:30～17:00

（祝日、夏期、年末年始休暇を除く）